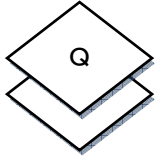




労働相談Q & Aで解決！

団体交渉①



労働組合から団体交渉の申入れがありましたが、開催にあたってのルール（開催場所、時間、出席人数等）を巡って意見が対立しています。どのように対応すべきですか。

A 団体交渉をいつ、どこで、どの程度の時間を行うのか双方の取り決めが必要ですが、両者の合意がまとまらない場合は、労働争議のあっせんを利用することができます。

解説はこちら

- 団体交渉のルールについては労働協約の定めや労使慣行が存在するケースも少なくありません。そのような場合は原則としてそれに拘束されます。
- 労働組合が労働協約の定めや慣行に従った団体交渉の要求を行っているのであれば、使用者はそれに応じる義務があります。
- 労働組合法第7条第2号では、使用者が団体交渉を正当な理由なく拒否することを不当労働行為として禁止しています。
- 労働組合からの団体交渉の申入れに対し、使用者が提案した交渉人員や交渉時間などの交渉のルールに固執し、この条件に従わない場合は団体交渉を行わないとして拒否することは正当な理由がないとして不当労働行為に当たると判断される可能性があります。
- なお、労働組合が労働協約の定めや慣行に反する交渉ルールに固執する場合には、使用者はそれを理由として団体交渉を拒否できると考えられます。

どうすれば？

- 交渉の日時・場所・時間の設定などの団体交渉のルールがまとまらない場合は、労働委員会に相談し、労働争議のあっせん制度を利用しましょう。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
電話 055 (223) 1827
相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

URL <http://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>